

令和7年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務 質問回答

番号	質問日	質問	回答
1	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>以下のデータの提供は可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者管理台帳(通知年度) ・受診券情報(FKAC161またはTKAB051:通知年度) ・宛名印字データ(最新) ・健診結果情報 横展開(FKAC167:過去5年分+通知年度) ・特定保健指導情報(FKAC165:過去1年分) ・外字ファイル 	<p>仕様書、4 業務内容に記載のとおり、「詳細な対象者抽出条件や通知物の企画(仕様)については、受託者が各市町村と十分に協議のうえ決定することとし、業務に必要なデータ等については、各市町村間と授受を行うこと。」としておりますので、受託後、市町村とご協議ください。</p>
2	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>以下のデータの提供は可能でしょうか。</p> <p>レセプトデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科・・・「21_REC0DEINFO_MED.CSV」 ・DPC・・・「22_REC0DEINFO_DPC.CSV」 ・調剤・・・「24_REC0DEINFO_PHA.CSV」 	<p>上記1と同様、受託後、市町村とご協議ください。</p>
3	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>①通知物の印刷及び発送は市町村様で実施される想定でしょうか。またその場合、受託者からの納品物は電子データでの納品で良いでしょうか。</p> <p>②台紙デザインなどについては、県で統一もしくは市町村様毎に作成でしょうか。</p> <p>③通知書の種類について、指定(ハガキ・A3見開き)等ありますでしょうか</p>	<p>①通知物の印刷及び発送については、実施対象市町村での実施としており、受託後、市町村とご協議ください。</p> <p>②市町村毎にご作成ください。</p> <p>③特に指定等ありません。</p>
4	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>「受託者は、各市町村と発送時期や通知物校正等に係る協議を行い、(1)で抽出・選定した勧奨対象者へ通知による受診勧奨を行う。」との記載がありますが、本事業の委託範囲としては、受託者は通知物の作成までの実施で、印刷・発送やその後の受診勧奨業務等については今回の委託料に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
5	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」について厚労省のホームページからは複数の実証事業があり、本事業に関連するものは特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業と認識しています。</p> <p>令和2年度の報告書では特定健診の「受診を促す工夫」や「受診を妨げている要素」に関する記載はないため、令和3年度以降の事業内容で組み込まれていれば報告書はなく、関係会社しか実施出来ないと存じますが、研修会の準備にあたって貴県より情報共有いただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>研修の目的、内容、過去の研修の実施状況等については、情報共有させていただきます。</p>
6	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>「県及び市町村へ報告」とありますが、報告書については市町村ごとに作成とのことなので、効果報告書は市町村様分のみ(県全体版の作成は不要)と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
7	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>委託業務にはTVCMの配信は含まれない、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

令和7年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務 質問回答

番号	質問日	質問	回答
8	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>①事業実施説明会(年1回)</p> <p>②県・市町村の協働・連携に関する会議(年2回程度)</p> <p>上記2つの想定される開催時期をご教示ください。</p>	<p>①は5月頃、②は6月及び10月頃を想定しておりますが、詳細については契約後協議させていただきます。</p>
9	R7.2.28	<p>【実施要領関係】 第11条</p> <p>プレゼンテーションに参加する人数に制限はありますか。</p>	<p>プレゼンテーション参加者の上限は3名を想定しております。</p>
10	R7.2.28	<p>【評価要領関係】 5 評価基準</p> <p>ハガキによる勤奨を委託業務にて実施する場合、発注者が委託者へ宛名データを渡し、委託者が当該データに基づいて勤奨を実施することになると思いますが、発注者がデータを委託者へ渡したのち住民の方が引っ越し等により住所が変更になり旧住所に届くというケースが一般的に想定されると思うのですが、こういったケースについては個人情報の漏えいに当たらないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>発注者がデータを委託者へ渡したのち住民の方が引っ越し等により住所が変更になり旧住所に届くというケースについては、個人情報の漏えいには当たりません。</p>
11	R7.2.28	<p>【企画提案書作成要領関係】 1 提出書類</p> <p>成果物の見本について、メディアプロモーション用コンテンツ(TVCM:15秒以上)の提出も必要という理解ですが、メディアプロモーション用コンテンツは自社で制作を行ったものという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、提出の方法についてはプレゼンテーション当日にコンテンツを再生するという方法で提出とさせていただきます、前述の通りの提出が出来ない場合は企画提案書が無効になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>メディアプロモーション用コンテンツは成果物の見本からは除きます。プレゼンテーション当日にメディアプロモーション用コンテンツの提出がなくても、企画提案書は無効とはなりません。</p>
12	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 6 再委託の制限</p> <p>メディアプロモーション用コンテンツの制作に関しては本業務の主要な部分であると理解しておりますが、メディアプロモーション用コンテンツの制作のうち、メディア関連業務(動画制作、広告素材作成等)部分のみが再委託可能でコンセプトの設定を含めたコンテンツ制作業務一括の再委託は不可能であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務の主要部分であっても県の承認があった場合は再委託可能と考えておりますが、コンセプトやターゲットの設定、絵コンテ作成等は、受託業者として動画作成業務にどう臨むかの根幹に関わることを考えており、そうした部分まで含めての再委託は想定しておりません。</p>
13	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 6 再委託の制限</p> <p>業務の一部を再委託をする場合の契約金額における再委託金額の割合については一般的に50%以内であるという認識ですが、本業務についても再委託金額の割合については同様の理解で50%を超える場合は入札参加が出来ないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>再委託の金額が契約金額の50%を超える場合であっても、県の承認を得られれば再委託は可能であるため、入札に参加できないということはありません。</p>
14	R7.2.28	<p>【評価要領関係】 5 評価基準</p> <p>研修会の実施について、『「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」に基づき』とありますが、本事業に基づいた研修会を実施したことがない場合、評価項目「過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか。」については同様または類似の業務実績がないとみなし、同項目の評価点が0点になるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>研修会を実施した実績がない場合は減点の対象となり得ますが、一部の業務について実績が無かったとしても必ずしも評価点が0点になるということではありません。</p>

令和7年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務 質問回答

番号	質問日	質問	回答
15	R7.2.28	<p>【評価要領関係】 5 評価基準</p> <p>メディアプロモーション用コンテンツの制作および活用に向けた提案について、コンテンツの制作または活用に向けた提案のどちらかだけを実施した実績ではなく、どちらについても一体的に実施した実績が必要であり、実績がない場合は「過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか。」については同様または類似の業務実績がないとみなし、同項目の評価点が0点になるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>上記14と同様、一部の業務について実績が無かったとしても必ずしも評価点が0点になるということではありません。</p>
16	R7.2.28	<p>【業務仕様書関係】 4 業務内容</p> <p>①事業実施説明会(メディアプロモーションの戦略に関する説明会)年1回については令和7年6月末までに提示する絵コンテ等を活用し県が各市町村に対して連携を行うことが想定されることから令和7年6月～7月までに実施されると想定しておりますが、同時期までに県または各市町村のデータを分析した上で現状・課題を把握する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書4 業務内容(6)については、県が事業実施説明会等を実施するにあたりデータ提供を求めるという主旨であり、必ずしも同時期までに県または各市町村のデータを分析したうえで現状・課題を把握する必要があるということではありません。</p>
17	R7.2.28	<p>【企画提案書作成要領関係】 1 提出書類</p> <p>プレゼンテーションにおいて、動画の再生をさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>動画を再生いただくことは可能ですが、企画提案書と合わせて記録媒体をご提出ください。</p>
18	R7.2.28	<p>【実施要領関係】 第11条</p> <p>プレゼンテーションは、20分以内(質疑を含む。)とありますが、質疑については何分間を想定しておけばよろしいでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーション1件当たりの所要時間は20分以内としており、そのうち、説明者の説明時間は15分以内、審査会委員の質疑時間は5分を予定しています。</p>